

生活協同組合コープこうべ リビング甲南 は～とらんど
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売／重要事項説明書
 ～介護保険法に基づく福祉用具販売事業～

1. 事業所概要

事業所名	生活協同組合コープこうべリビング甲南は～とらんど
所在地	〒658-0084 神戸市東灘区甲南町2-1-20 コープリビング甲南内
電話番号	078-452-1597
F A X 番号	078-452-3560
管理者	池谷 晃
営業時間	9:30～18:30
介護保険指定番号	2870100423(兵庫県指定事業所)
サービス種類	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
通常サービス 提供地域	神戸市 東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区・ 須磨区・垂水区・西区・北区 および 川西市・宝塚市・伊丹市・尼崎市・西宮市・芦屋市 明石市・播磨町・稲美町・加古川市・高砂市・姫路市
併設サービス (同一敷地内の 同一法人)	生活協同組合コープこうべ居宅介護支援センター (事業所番号:2870100084) 生活協同組合コープこうべ在宅介護サービス (事業所番号:2870100290)

2. 法人概要

事業者名	生活協同組合コープこうべ
所在地	神戸市東灘区住吉本町1-3-19
担当部署電話番号	078-412-0351(福祉介護事業部)
法人の種別	生活協同組合
代表者名	組合長理事：岩山 利久

3. 相談・苦情に関する窓口

介護保険に関する相談や当事業所が提供したサービスに対する苦情窓口を設置しています。

名称	コープ介護保険なんでも相談(相談・苦情窓口)
電話番号	078-412-0562
FAX 番号	078-412-2124
開設時間	9時～18時まで(但し、1月1日～3日は休み)
担当者名	小川 利美 (本部事務局)
責任者名	竹原 良彦

4. 事業の目的

生活協同組合コープこうべリビング甲南「は～とらんど」(以下「事業者」という。)は、介護保険法の法令の主旨に基づき、公正中立な立場から、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が可能な限り居宅等に於いて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、適切な福祉用具を用いて、その心身の機能を補い支援することやその機能の低下を予防することを目的とします。

5. 運営方針

- (1) 介護保険法及び関連する法律を遵守し、施行規則の運営基準にのっとり、事業運営を行います。
- (2) 要介護高齢者及び介護予防高齢者の自立支援や、介護者の介護負担の軽減に資する福祉用具を利用者の立場に立って選定・販売(提供)します。
- (3) 事業の実施にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (4) 安全で正常な機能を有する福祉用具の販売に努め、苦情が起きた際は迅速かつ適切に対応するように努めます。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、担当する居宅介護支援事業者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を目指します。

6. 職員体制

職種	主な職務内容	職員数	資格等
管理者（兼務）	事業所の職員及び一連の業務の管理責任	1名 常勤	福祉用具専門相談員等
福祉用具専門相談員	福祉用具の適切な選定ならびに一連の福祉用具レンタルに関するサービスの提供	9名 常勤 4名 非常勤	福祉用具専門相談員

7. 時間

営業日	全日営業 (ただし、1月1日・2日や店舗休日は休み)
営業時間	9：30～18：30

※営業日・営業時間は、コープこうべリビング甲南店に準ずる場合があります。

8. 商品購入代金及び利用者負担のお支払い方法について

- (1) 介護保険外の福祉用具の購入の場合または福祉用具の販売品の一部が制度上の支給限度額を超える場合は、全額自己負担となります。
(制度上の支給限度額は、市区町村にお問い合わせください)
- (2) 「償還払い」で支払われる場合には、いったん購入代金の全額をお支払いいただき、その後、市区町村に対して償還払いに関わる所定の手続き～申請書・領収書・商品カタログ等を添付して介護保険給付分を請求し、還付を受けることとなります。
ただし、市区町村により給付方法が異なる場合がありますので、ご確認ください。
- (3) 原則として、販売価格は、福祉用具カタログに記載しています。
なお、商品代金は、注文時や納品時等に現金等でお支払いいただきます。
- (4) 次のような場合は、別途費用が必要となります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①搬入搬出業務の際、特別な作業や措置が必要な場合②通常のサービス地域外の搬入搬出の業務が伴う場合③商品販売後、転居等の都合により商品の移動を行う場合④保証期間以降の商品の修理を行う場合 |
|---|

9. 事故発生時の対応／損害賠償

福祉用具販売により、万が一事故が発生した場合は、利用者家族や関連する居宅介護サービス事業所等に連絡ならびに必要な措置を講じます。

また、事業者の責に帰す場合で、利用者に損害等を追わせた場合は、事業者が加入する保険の範囲内で責任を負います。

保険の限度額＝対人事故：1億円／対物事故：1千万円

10. 守秘義務／個人情報の保護

事業者として、利用者の秘密保持及び個人情報について、正当な理由なく、第三者に漏らしません。ただし、サービスの提供に伴い、サービス担当者会議などで利用者の情報などが必要な場合は、個人情報同意書で確認することとします。なお、守秘義務及び個人情報の保護は、福祉用具販売以降も継続します。

11. その他

重要事項に定めのない事項については、介護保険法及び厚生労働省令等の法令の定めるところを遵守し、利用者と事業者は誠意を持って協議の上、解決に努めます。

※参考／介護保険に関する行政機関の窓口(相談・苦情等)

●介護保険サービスの苦情について	
兵庫県国民健康保険団体連合会（平日） 8：45～17：15（平日）	078-332-5617
神戸市福祉局監査指導部（平日） 8：45～12：00 13：00～17：30	078-322-6326
神戸市消費生活センター（平日） 8：45～17：15	078-371-1221
●介護保険全般に関するお問い合わせ／9：00～17：00	
神戸市 介護保険課	078-322-6228
西宮市 介護保険課	0798-35-3148
芦屋市 高年福祉課介護保険係	0797-38-2024
尼崎市 健康福祉局介護保険担当	06-6489-6374

明石市 保健福祉部介護保険課	078-918-5091
加古川市 介護保険課	079-427-9123
●介護保険サービスの質や契約上のトラブル／9：00～17：00	
神戸市生活情報センター	078-371-1221
●要介護施設従業者等による高齢者虐待通報専用電話／9：00～17：00	
神戸市監査指導部	078-322-6774

1 2 . 虐待防止・身体的拘束のための措置

1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待および身体的拘束の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待および身体的拘束を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 利用者の権利擁護を進める為に、成年後見制度の利用を支援
- (4) 虐待および身体的拘束防止のための指針の整備
- (5) 虐待および身体的拘束防止のための対策を検討する委員会の設置、周知徹底等その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待および身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

利用者の人権の擁護、虐待および身体的拘束の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

虐待防止の責任者名	在宅介護サービスセンター長	高岡奏子
虐待防止の担当者名	福祉事業部	小川利美

1 3 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 福祉用具専門相談員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理。

- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施。

1 4 . 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具販売の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

私は、本書面により、事業者から特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売サービスの提供について重要事項の説明を受けました。

契約日：西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

<利用者(代理人)>

利用者住所 _____

利用者名： _____

(代理人)

代理人住所： _____

代理人氏名： _____

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売サービスの提供開始にあたり、利用者及び家族に、本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました

<事業者>

所在地：神戸市東灘区甲南町2-1-20 コープリビング甲南内

名 称：生活協同組合コープこうべ リビング甲南 は～とらんど

説明者名： _____

個人情報に関する「同意書(本人・家族)」

～生活協同組合コープこうべ リビング甲南は～とらんど～

以下の項目に基づき、利用者本人・家族の個人情報について、その利用目的を遵守し、必要最低限の範囲で使用することに、次のとおり同意します。

1. 個人情報とは(例示)

(1) 住所・氏名・電話番号・心身の状態・生活環境などの利用者本人・ご家族と特定できる情報をさします。

(2) 具体的には、以下の書類等が該当します。

介護保険証、障害福祉サービス受給者証、訪問・居宅介護計画書、業務依頼書、利用確認書、介護日誌、サービス提供依頼書、アセスメントシート、モニタリング記録、ケース記録、会議記録、サービス計画書・提供票・利用票、契約書・重要事項説明書、請求関連書類、その他

2. 利用目的

個人情報保護法の法令に基づき、下記の項目に該当する場合に限り、貴個人情報を利用いたしますので、ご確認ください。

- ① 業務を依頼する関連事業者への情報提供や照会などの場合
- ② サービスを提供する他事業者との諸会議などを開催する場合
- ③ 請求業務・事務作業での審査・支払機関・保険者へのレセプトの提出ならびに照会への回答を行う場合
- ④ 損害賠償保険などに係る保険会社への問い合わせや届け出の場合
- ⑤ 緊急時の対応で医療機関や警察などの求めに応じる場合
- ⑥ 利用者本人ならびに家族の求めに応じて開示する場合

3. 使用にあたっての条件

(1) 個人情報を利用する場合は、上記の「利用目的」の範囲内で、必要最小限に止め、第三者に漏えいすることのないよう努めます。

(2) 個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関するハンドブック」に基づき、書類やデータ管理などのルール of 徹底に努め、法令の定める<適正な取り扱い>を理解し実践します。

4. 使用する期間

当該事業所との契約日： 年 月 日から、契約期間満了日までとします。

■個人情報の使用に関する同意書／利用者本人・家族

生活協同組合コープこうべ リビング甲南 は～とらんど 様

記入日： 年 月 日

<利用者>

利用者本人／家族

住所： _____

本人氏名： _____

家族氏名： _____

家族氏名： _____

代理人（選定した場合）

住所： _____

氏名： _____

記入日： 年 月 日

<事業者>

事業者：生活協同組合コープこうべ リビング甲南は～とらんど

電話：078-452-1597

住所：神戸市東灘区甲南町 2-1-20 コープリビング甲南内

代表者：センター長：高岡 奏子 _____

説明者／担当者名： _____